

監 査 委 員

18年監査公表第5号

平成16年度並びに平成15年度、平成14年度、平成13年度、平成12年度及び平成11年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 5月12日

京都府監査委員 梅 原 勲
 同 佐 藤 宏
 同 道 林 邦彦
 同 村 山 佳也

平成16年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 府立2病院（旧府立3病院）

1 府立洛南病院

(1) 随意契約の根拠が不明確

（監査の結果）

器械備品購入及び修繕の契約において随意契約が非常に多く、理由の根拠が不明確である。（監査対象は、平成11年度から平成15年度まで）

（措置の内容）
 平成16年度から器械備品購入の契約方法を原則入札に変更した。

(2) 固定資産の管理状況

（監査の結果）

属性情報、所在場所を記載した一覧表や台帳を作成すべきである。

（措置の内容）

平成17年3月に必要事項を記載した台帳を整備した。

(3) 薬剤の在庫管理が不十分

（監査の結果）

月末実在庫をたな卸残高とし、差額を払出実績とする方法となっており、管理機能がない。

（措置の内容）

平成17年4月から入庫・出庫・在庫数を日々確認する方法に変更した。

(4) 時間外命令簿への自己記入

（監査の結果）

時間外命令簿が自己記入となっており、時間外勤務の縮減を期するという事前命令制度の目的に反している。

（措置の内容）

職員の業務の状況を看護師長等が確認・点検の上、所属長が命令することを平成17年4月から徹底した。

(5) 精神科救急入院料の条件整備と迅速な取得

（監査の結果）

診療報酬（精神科救急入院料）に係る収益機会損失を解消するため、診療報酬基準を満たすよう迅速な対応を講じるべきである。

（措置の内容）

平成17年10月に条件整備のための改修工事に着工し、平成17年12月に完了した。4箇月の仮稼働期間を経て、平成18年6月から診療報酬取得予定となっている。

2 府立与謝の海病院

(1) 随意契約の根拠が不明確

（監査の結果）

器械備品購入及び修繕の契約において随意契約が非常に多く、理由の根拠が不明確である。（監査対象は、平成11年度から平成15年度まで）

（措置の内容）

平成16年度から器械備品購入の契約方法を原則入札に変更した。

(2) 時間外命令簿への自己記入

（監査の結果）

時間外命令簿が自己記入となっており、時間外勤務の縮減を期するという事前命令制度の目的に反している。

（措置の内容）

職員の業務の状況を看護師長等が確認・点検の上、所属長が命令することを平成17年4月から徹

<p>底した。</p> <p>第2 府立医科大学附属病院</p> <p>1 給食業務委託方法の改善等</p> <p>(監査の結果)</p> <p>給食業務委託について、昭和22年から続く特定業者との単独随意契約は、必要性、許容性及び相当性が認められず、早急に改善すべきである。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>公募型プロポーザル方式によって業者選定を行い、平成18年2月から業務委託を行った。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>給食業務の委託業者が病院内を本店所在地としているが、特定業者の本店所在地が病院内にあることは、当該業者の社会的信用性を高める目に見えない付加価値という利益を供与することとなるため、改善すべきである。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>平成17年3月に、委託業者において本店所在地を附属病院外に変更した。</p> <p>2 医療機能評価の受審</p> <p>(監査の結果)</p> <p>既に受審申し込み済みであるが、公的病院という社会的立場やその重要性から、財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価を受審するべきである。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>平成18年1月に財団法人日本医療機能評価機構による訪問審査を受審した。</p> <p>3 老朽化施設の早期売却</p> <p>(監査の結果)</p> <p>建築後30年超となり、施設の老朽化が要因で、入居者4名、稼働率14パーセントに過ぎない築山寮の早期売却を検討すべきである。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>平成17年3月に看護師寮としては廃止し、カルテ庫として有効活用を図っている。</p> <p>4 外来診療棟の整備・新築</p> <p>(監査の結果)</p> <p>外来診療棟は京都の医療を支える中枢センターとして平成23年完成を目標に計画が進められているが、現段階では建築に係る厳密かつ精緻な将来設計、建築予算、コスト収益分析等の検討が不十分である。</p> <p>今後、府民生活向上の視点から費用対効果を十分に検討した上で、その整備や機能の検討を行っていく必要がある。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>平成17年度中に実施設計を完了するとともに、平成18年度当初予算で第1期の建設事業費を計上しているが、外来診療棟の機能について、「5つの拠点機能の整備」や「府民本位の3つの視点」に基づき、また、附属病院の経営改善にも資するよう計画づくりを進めている。</p> <p>5 医療管理のシステム化</p>	<p>(監査の結果)</p> <p>的確な経営意思決定や徹底したコスト管理をサポートするため電子カルテや在庫管理等各種業務のシステム化が必要である。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>平成17年7月から、病院内で使用する医薬材料等の在庫管理と院内での搬送をシステム化するSPDシステム(物品物流システム)を導入した。</p> <p>第3 京都府農業補助金</p> <p>1 補助金交付手続等の不備</p> <p>(監査の結果)</p> <p>交付申請及び実績報告時における添付書類の不備により、必要要件を欠く事例、また、検査調書等の記入誤りが認められる。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>担当者会議等において、添付資料の確認や内容の点検等、適正な交付手続及び検査の実施を行うよう徹底するとともに、検査行為を実施した。</p> <p>2 補助事業完了後の利用状況確認手続の整備(新地域農場づくり事業)</p> <p>(監査の結果)</p> <p>新地域農場づくり事業について、作業用機械やハウス施設等の導入後の利用状況等を把握できるよう、規則や要綱上に明記するべきである。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>当該事業の後継事業である農業・農村活性化経営体づくり事業実施要領において、事業実施後の状況報告を義務付けた。</p> <p>3 交付金の有効活用</p> <p>(監査の結果)</p> <p>中山間地域直接支払交付事業の交付金使途例についての積極的な広報を図り、交付金が有効に活用されるよう努める必要がある。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>優良事例等を取りまとめ、各市町村に情報提供するなど積極的な広報に努めた。</p> <p>4 継続事業に関する手続の合理化</p> <p>(監査の結果)</p> <p>継続事業等の補助金交付要綱において過大な手続が定められており、初回申請で確認された書類等については手続を合理化・簡素化する必要がある。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>補助金の一括交付決定や提出資料の実施要領への明記等、手続の合理化・簡素化を図った。</p> <p>平成15年度包括外部監査に基づき講じた措置状況</p> <p>第1 「京都府住宅供給公社」の現状と課題</p> <p>1 賃貸住宅事業</p> <p>(監査の結果)</p> <p>耐震診断結果を踏まえた具体的な対応策が講じられていない。</p> <p>(措置の内容)</p>
---	--

平成15年8月の耐震診断結果を基に、平成17年6月に大規模地震時における危険性について入居者に周知を図った。

2 不動産資産等

(監査の結果)

処分不明の非事業用資産(3,300平方メートル)の処分方策について検討・実行すべきである。

(措置の内容)

桃山東団地内の水路敷(37.63平方メートル)について隣接所有者との土地交換を経て、平成17年12月に京都市に移管した。

(監査の結果)

処分先送りにより固定資産税等の経費が発生しており、早急な対応が必要である。

(措置の内容)

城陽宮の原の汚水処理施設用地(498.3平方メートル)については平成17年10月、城陽市に、円明寺が丘の公園用地等(7,012.97平方メートル)については平成17年10月、大山崎町に、それぞれ移管した。

第2 「京都府下水道公社」の現状と課題

(監査の結果)

京都府下水道公社木津川上流浄化センターの運転操作等業務は随意契約で委託しているが、将来、指名競争入札方式に変更すべきである。

(措置の内容)

平成17年度契約分から指名競争入札を実施した。

第3 「府立体育館」の現状と課題

(監査の結果)

高額な設備整備に当たり必要性和効率性を十分吟味した検討が必要である。

(措置の内容)

平成17年度の高架受水槽の更新に際し、耐震強化対策も考え、屋上への設置ではなく、地上設置とした。

平成14年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「心身障害者福祉センター」の現状と課題

(監査の結果)

附属リハビリテーション病院の赤字体質の主な原因のひとつが職員給与であり、民間と比較して非常に高い。

(措置の内容)

福祉職給料表への切替や特殊勤務手当の削減等、給与制度の見直しを行った。

平成13年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「京都府向日町競輪事業」の現状と課題

(監査の結果)

観客席等入場者利用施設の老朽化が進行している。

(措置の内容)

平成14年度以降、第1投票所及び第2投票所の改

修や冷暖房完備の休憩所整備など、入場者利用施設の改修や小修繕を実施した。

平成12年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「財団法人京都府民総合交流事業団」のうち、京都勤労者総合福祉センター(愛称「京都テルサ」)の現状と課題

(監査の結果)

レストラン外部委託事業は設立当初見込みに比べ利用率が低く、その充実が課題である。

(措置の内容)

レストランはテナントスペースとして活用することとし、平成17年9月から京都府消費生活科学センターが入居した。

第2 「財団法人京都文化財団」のうち、京都文化博物館の現状と課題及び京都府立堂本印象美術館の現状と課題

1 京都府立堂本印象美術館

(監査の結果)

観覧料収入と管理費用を比較すると毎年約8千万円の支出超過であり、毎年度の支出は管理委託に係る職員の人件費が中心となっている。

(措置の内容)

常勤職員5名、非常勤嘱託2名の計7名で管理運営してきたが、平成17年4月に組織体制を見直し、副館長職の廃止、府派遣職員の見直し等により、常勤職員3名、非常勤職員2名の合計5名での管理運営体制とした。

平成11年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「企業会計的見地からみた京都府の財政状況の現状と課題」

(1) 連結貸借対照表の作成

(監査の結果)

府試算の貸借対照表の充実のため、連結貸借対照表を作成し、的確な財政状況の把握・公表に努めるべきである。

(措置の内容)

平成17年12月、普通会計だけでなく、公営企業会計等の全体会計の状況、更には地方公社や第3セクター等の状況を加えた連結バランスシートを公表し、併せて府ホームページに掲載した。

(2) 会計システムの改善

(監査の結果)

府に所属するすべての資産は、一元的に管理される必要がある。

(措置の内容)

府有財産を重要な経営資源と捉え、総合的・一元的に管理し、効率的で戦略的な利活用を推進するため、平成17年度に「府有財産戦略活用推進本部」とその事務局として出納管理局内に「資産活用プロジェクト」を設置した。